

平成27年度実施施策に係る政策評価書

別紙2  
(環境省27-28)

施策名	目標6-2 環境リスクの管理					
施策の概要	化学物質審査規制法(以下「化審法」という。)に基づく、化学物質のリスク評価を着実に進めるとともに、化学物質排出把握管理促進法(以下「化管法」という。)に基づき、PRTRデータを円滑に集計・公表し、活用することにより、環境リスクを管理し、人の健康の保護及び生態系の保全を図る。また、化学物質の環境リスクに係る国民の理解を深める。					
達成すべき目標	化審法に基づき、段階的なリスク評価を実施し、化学物質のリスク管理の推進を図る。化管法のPRTR制度に基づき、事業者による自主的な化学物質管理を促進するとともに、対象物質の排出状況等に関する国民の理解を深める。					
施策の予算額・執行額等	区分	25年度	26年度	27年度	28年度	
	予算の状況(百万円)	当初予算(a)	649	711	728	709
		補正予算(b)	-	-	0	-
		繰越し等(c)	-	-	(※記入は任意)	-
		合計(a+b+c)	649	711	(※記入は任意)	-
執行額(百万円)	595	667	(※記入は任意)	-		
施策に係る内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	-					

測定指標	①化審法に基づくスクリーニング評価において生態毒性に関する有害性クラスを付与した物質数	基準値	実績値					目標値	達成
		年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	年度	○
		-	37	22	61	131	73	-	
		年度ごとの目標値	-	-	40	40	40	-	
	②ダイオキシン類の1日摂取量(pg-TEQ/kg/日)(基準値:ダイオキシン類の耐容1日摂取量)※WHO-2006TEFを使用	基準値	実績値					目標値	達成
		年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	○
		-	0.85	0.69	0.7	0.59	0.7	4以下	
		年度ごとの目標値	4以下	4以下	4以下	4以下	4以下	-	
	③PRTR対象物質の環境への総排出量・移動量(トン)	基準値	実績値					目標値	達成
		年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	年度	-
		-	401,284	384,637	376,256	383,090	集計中	-	
		年度ごとの目標値	-	-	-	-	-	-	
	④化学物質アドバイザーの派遣数	基準値	実績値					目標値	達成
		年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	年度	-
		-	29	25	28	27	24	-	
		年度ごとの目標値	-	-	-	-	-	-	

目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分)	目標達成
	(判断根拠)	<p>①平成27年度に化審法に基づくスクリーニング評価において生態毒性に関する有害性クラスを付与した物質数は年度目標の40物質を上回っており、目標を達成した。</p> <p>②ダイオキシン類の1日摂取量は耐容1日摂取量4pg-TEQ/kg/日を下回っており、目標を達成した。</p> <p>③「PRTR制度については、事業者の化学物質管理の自主的改善と環境汚染の未然防止に向けた集計・公表を着実に実施しており、対象物質の環境への排出量は長期的には減少傾向にある。一方で、近年では前年度比で排出量・移動量が増加した年もあることから、取組を強化していく必要がある。</p> <p>④化学物質アドバイザーについては、地域のリスクコミュニケーションの促進を支援する観点から本制度の周知に努め、平成26年度においては平成25年度とほぼ同水準の派遣状況となった。</p>
施策の分析	<p>①化審法に基づき、毎年度スクリーニング評価を着実に実施している。</p> <p>②化学物質の人へのばく露モニタリング調査については、各種モニタリング調査のデータを収集・解析・公表することにより化学物質に関する国民の理解を深めることに寄与している。</p> <p>③化管法に基づく化学物質排出移動量届出制度(PRTR制度)を着実に運用している。平成27年度は平成26年度把握分として届出されたデータの集計及び非点源排出源(家庭、自動車等)からの環境中への排出量の推計を行い、結果を公表した。</p> <p>④PRTRデータを中心とした化学物質の環境リスクについて、住民・事業者や自治体での調整及び講義等を行い、化学物質対策における人材育成を担う「化学物質アドバイザー」制度を着実に実施している。</p>	

評価結果	次期目標等への反映の方向性	<p>【施策】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・化学物質のリスク管理を推進するため、化審法に基づくスクリーニング評価及びリスク評価※を着実に進めていく。 (※生態毒性、人への毒性、製造・輸入数量を勘案したスクリーニング評価及びリスク評価を厚生労働省、経済産業省及び環境省の合同で中央環境審議会等で審議している。)</li> <li>・化学物質のリスク管理を推進するため、引き続きばく露モニタリング調査のデータ収集・解析を行い、化学物質に関する国民の理解の促進に努める。</li> <li>・引き続きPRTR制度の運用を着実に実施するとともに、必要な見直しの検討準備を行う。</li> <li>・引き続き化学物質アドバイザー制度を着実に実施する。</li> </ul> <p>【測定指標】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①化審法に基づくスクリーニング評価において生態毒性に関する有害性クラスが付与を実施していく。</li> <li>※なお、本測定指標については、今年度から予定している検討会・審議会等における化審法の見直しに関する有識者の審議を踏まえて、見直すこととしている。</li> <li>②ダイオキシン類の一日摂取量は、「ダイオキシン類対策特別措置法」(平成12年1月15日施行)第6条で規定されていることを踏まえ、化学物質の人へのばく露モニタリング調査の進捗を目標として設定し、国民の理解の促進を図る。</li> <li>③化管法に基づくPRTR制度において、事業者による化学物質の自主的な管理の改善の促進の結果としての対象化学物質(第一種指定化学物質)の届出排出量を指標とし、目標値を設定した。</li> <li>④平成28年度より、化学物質アドバイザーの派遣数を前年度以上とすることを目標値として設定し、リスクコミュニケーションの更なる推進を図る。</li> </ul>

学識経験を有する者の知見の活用	<ul style="list-style-type: none"> <li>・厚生労働省、経済産業省及び環境省の合同審議会において、有識者の審議を踏まえて生態毒性に関する有害性クラスを付与している。</li> <li>・「化学物質の人へのばく露量モニタリング調査」を設置し、専門家も参加して調査設計の検討やデータの分析評価等を実施している。</li> </ul>
-----------------	--

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	平成27年度化学物質の人へのばく露量モニタリング調査結果について
---------------------------	----------------------------------

担当部局名	環境安全課 環境リスク評価室 化学物質審査室	作成責任者名 (※記入は任意)	環境安全課長 立川 裕隆 環境リスク評価室 長 笠松 淳也 化学物質審査室長 新田 晃	政策評価実施時期	平成28年6月
-------	------------------------------	--------------------	---	----------	---------